



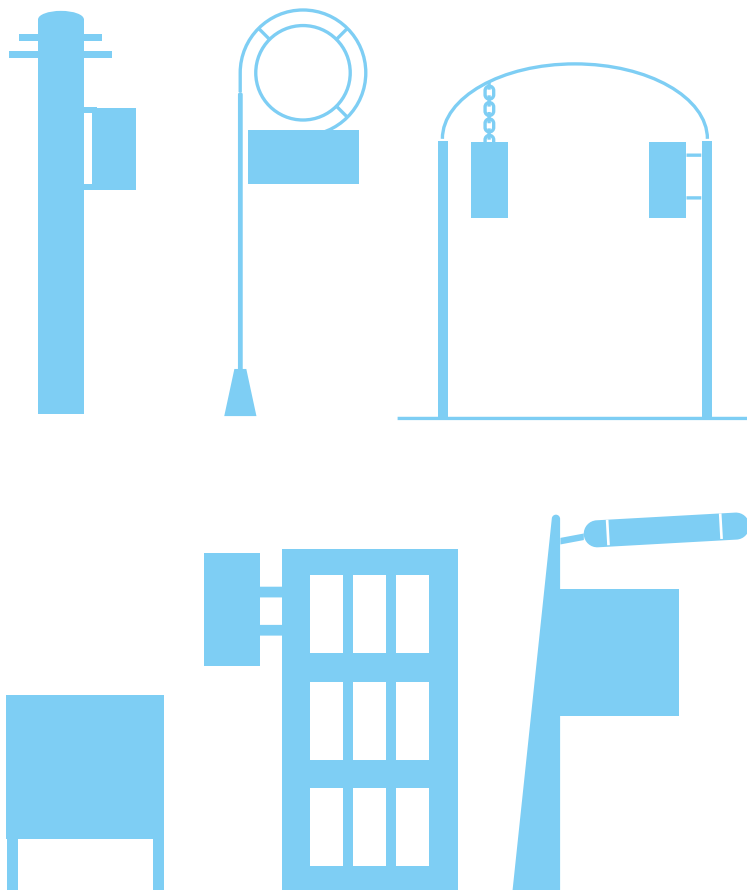
鹿児島県

おく がい こう こく ぶつ

屋外広告物の手引き

目次

1 屋外広告物について	
屋外広告物とは	1
2 屋外広告物を表示するとき	
許可が必要です	2
許可申請前の確認	2
屋外広告業の登録	3
3 表示のためのルール	
禁止広告物	4
禁止物件	4
地域区分による規制	5
（禁止地域）	5
（制限地域）	6
広告物の表示の基準	7
（基本的な基準）	7
（広告物ごとの許可基準）	7
（総量規制）	12
規制を受けない広告物	13
許可申請手数料	15
許可証	15
許可期間	15
許可申請の流れ	16
4 表示したあとは	
広告物の管理	17
広告物の点検	18
広告物の除却	18
5 違反広告物に対する措置	
措置をとることがあります	19
（措置命令）	19
（許可の取消し）	19
（除却命令）	19
（立入検査）	19
罰則	20



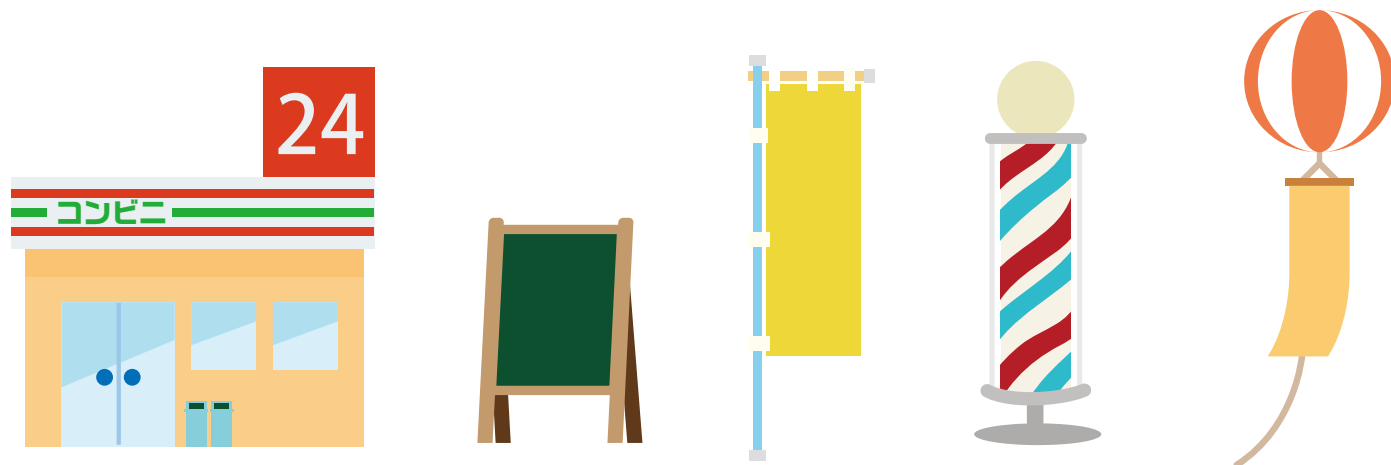
はじめに

鹿児島県では、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示・設置する際のルールとして屋外広告物条例などを定めています。

この「手引き」は、広告物の大きさや高さ、表示できない場所、許可の手続きなどに関するルールをまとめたものです。

良好な景観を守り、広告物による危害を防止するために、行政をはじめ広告物を表示しようとする方だけでなく、地域の皆様にもルールを理解していただき、屋外広告物の適正な表示がなされるようご協力をお願いします。

※ 鹿児島県屋外広告物条例は、鹿児島市及び指宿市を除く鹿児島県内の市町村に適用されます。



法令の表記

条	例	鹿児島県屋外広告物条例
規	則	鹿児島県屋外広告物条例施行規則



1 屋外広告物について

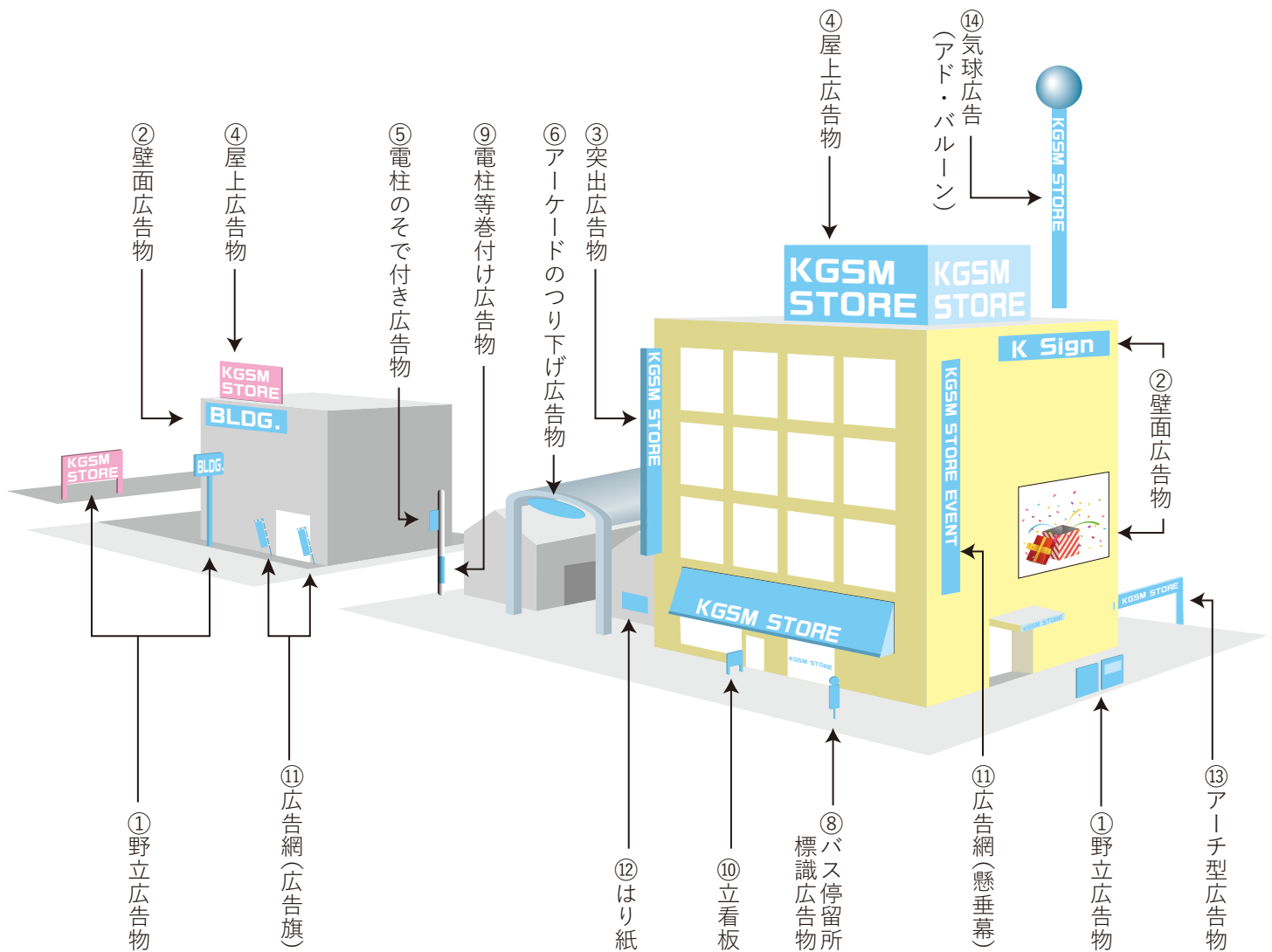
屋外広告物とは

次の4つの要件を満たすものです。

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるものであること。
- ② 屋外で表示されるものであること。
- ③ 公衆に表示されるものであること。
- ④ 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに表示されたものやこれらに類するもの。

※ 表示内容や表示目的を問いません。

※ 屋内で表示される広告物、街頭で配布されるビラ、音響だけの広告などは含まれません。



※ 屋外広告物の丸数字は、P.7～12の広告物ごとの許可基準と合わせています。

2 屋外広告物を表示するとき

屋外広告物を表示しようとするときは、許可が必要です。

広告物を表示するときは、許可申請が不要な広告物（P.13～14）以外は、すべて事前に許可が必要です。また、現在表示している広告物を変更したり、改造したりするときや許可期間を過ぎて継続し表示するときも、事前に許可が必要です。

なお、広告物を表示する場合は、鹿児島県に屋外広告業の登録を行っている業者に依頼してください。（鹿児島県の登録業者については、県のHP（ホームページ）に掲載しています。）

※ 許可申請の受付は、各市町村で行っていますので、詳しくは各市町村の担当部署におたずねください。（許可申請には、手数料がかかります。）

許可申請前の確認

広告物を表示するには、該当する項目や関係するページのルールを確認し、許可基準を守って適正に表示してください。（「許可申請の流れ」は、P.16をご覧ください。）

地域・種別などの確認

表示しようとする場所の地域区分・総量規制を確認する。

P.5～6 地域区分による規制
P.12 総量規制

表示しようとする屋外広告物の種別などを確認する。

P.7～12 基本的な基準・広告物ごとの許可基準

ルールの確認

禁止されている地域などに該当していないか確認する。

P.4～6 禁止広告物、禁止物件、禁止地域
P.6 制限地域
P.13～14 規制を受けない広告物（適用除外広告物）

他法令などに係る手続きを行う

他法令などにより定められた規制などについて確認する。

主な手続き

内容	申請等手続き	窓口(担当部署・機関)
道路上に表示するとき	道路占用許可申請	それぞれの道路管理者
工事等で道路を使用するとき	道路使用許可申請	所轄警察署
広告物の高さが4 mを超えるとき	工作物確認申請	市町村・県地域振興局など

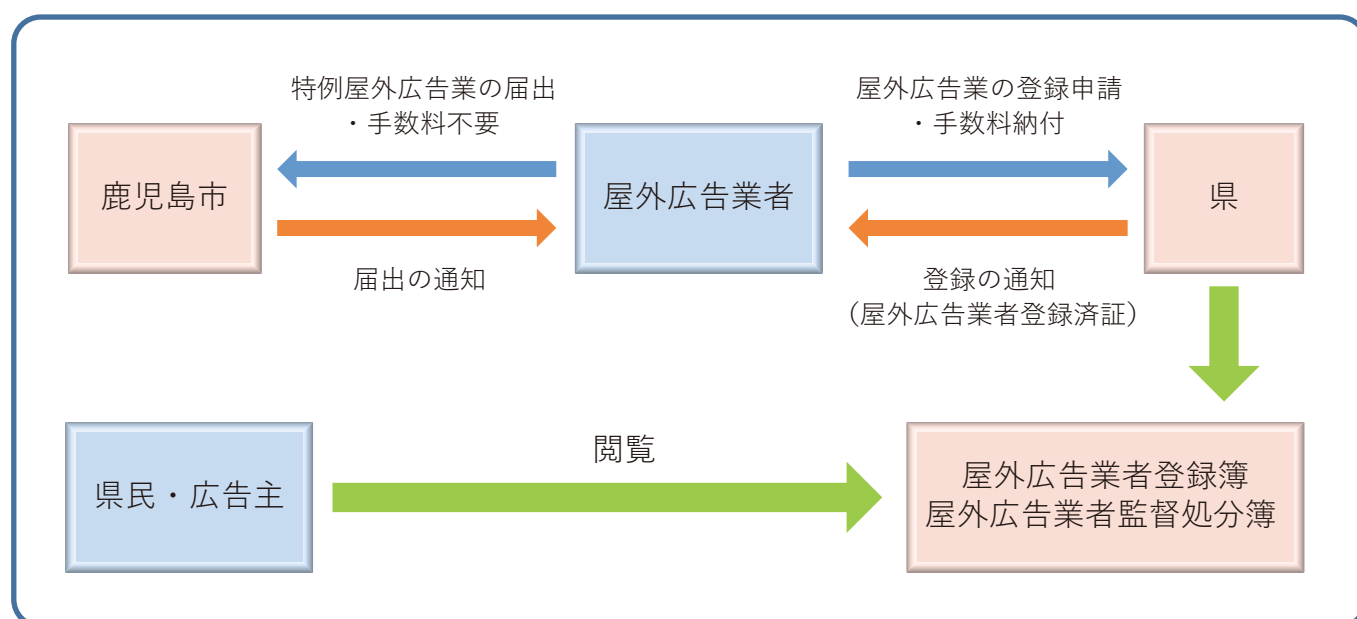
屋外広告業の登録

【条例第19条の2～第19条の9，第19条の11～第19条の13，第19条の15～第19条の17】

県内で屋外広告業を営もうとする方は，知事の登録を受けなければなりません。

屋外広告業とは，広告主から屋外広告物の表示や掲出物件（広告板，広告塔など）の設置に関する工事を請け負い，屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。元請け，下請けは問いません。

なお，工事を業として請け負わないような広告代理業などや，単に印刷，製作などを行うだけのものは該当しません。



※鹿児島県の登録を受けた者に関する特例：特例屋外広告業者

鹿児島市内で屋外広告業を営むためには，鹿児島市への登録が必要ですが，鹿児島県に登録している場合は，鹿児島市へ届出を行うことにより，市で登録を受けた屋外広告業者とみなすことができます。

登録の概要

○ 登録申請手数料	10,000円（更新も同額）
○ 登録	申請書の提出があった場合は，拒否する場合を除き屋外広告業者登録簿に登録し，登録申請者に通知します。
○ 有効期間	5年
○ 業務主任者の設置	営業所ごとに業務主任者（営業所の責任者）を置かなければなりません。 業務主任者の資格：本県が開催する講習会の修了者，屋外広告士，他の自治体が開催する講習会の修了者など
○ 登録の取消しなど	登録の取消しや営業停止を命ぜられることがあります。 （条例またはこれに基づく処分に違反したとき）

3 表示のためのルール

禁止広告物【条例第7条】

これらの広告物は表示することはできません。

- 著しく汚染し、退色し、または塗料などのはがれたもの
- 著しく破損し、または老朽したもの
- 倒壊または落下のおそれがあるもの
- 信号機または道路標識などに似ていたり、これらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

禁止物件【条例第4条】

これらの物件には、原則として広告物を表示することができません。ただし、適用除外広告物（P.13～14）に該当し、表示できるものもあります。

（第1項第1号）

- 橋りょう
- トンネル
- 高架構造物
- 分離帯

（第1項第2号）

- 石がき
- よう壁
- これらに類するもの

（第1項第3号）

- 街路樹
- 路傍樹
- 指定された保存樹

（第1項第4号）

- 信号機
- 道路標識
- 道路上のさく
- これらに類するもの

（第1項第6号）

- 消火栓
- 火災報知機
- 火の見やぐら

（第1項第7号）

- 郵便ポスト
- 電話ボックス
- 路上変電塔
- 電線共同溝地上機器

（第1項第8号）

- 送電塔
- 送受信塔
- 照明塔

（第1項第9号）

- 煙突
- ガスタンク
- 水道タンク
- これらに類するもの

（第1項第10号）

- 銅像
- 神仏像
- 記念碑
- これらに類するもの

（第1項第11号）

- 景観重要建造物
- 景観重要樹木

（第3項）

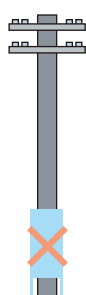
- 道路の路面
- 屋根

（第2項）

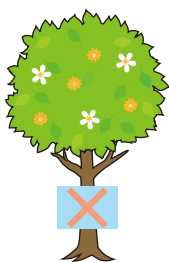
**はり紙，はり札，
立看板の表示禁止**

- 電柱
- 街灯柱など

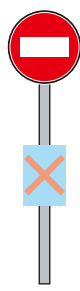
【例】



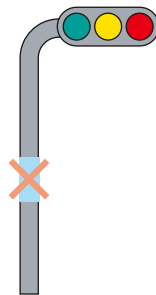
電柱



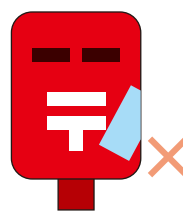
街路樹



道路標識



信号機



郵便ポスト

地域区分による規制

県内全域を6つの地域に分けて規制しています。

[illegible]

※ 広告物を表示しようとする地域などが、上表の複数の地域区分に該当する場合は、当該地域などは、禁止または制限の度合いが最も厳しい地域区分に該当します。

※ 詳細な地域区分については、広告物を表示する場所の市町村の担当部署におたずねください。

◆禁止地域【条例第3条】

これらの地域では、原則として広告物を表示することはできません（適用除外広告物（P.13～14）に該当するものは除く。）。

なお、禁止地域は、３つの禁止地域に区分しており、地域によって規制の基準などが異なります。

第1種禁止地域（主なもの）

- 森林法により指定された保安林のある地域
- 国立公園，国定公園，県立自然公園の区域内の特別地域
- 原生自然環境保全地域，自然環境保全地域，県自然環境保全地域
- 道路や鉄道などに接続する地域で知事が指定する区域

第2種禁止地域（主なもの）

- 第1種・第2種低層住居専用地域，田園住居地域（国道及び県道の区域並びに国道及び県道の路端から両側20m以内の区域を除く。），景観地区，風致地区，特別緑地保全地区
- 高速道路や自動車専用道路の全区間
- 都市公園，緑地
- 道路や鉄道などに接続する地域で知事が指定する区域
- 港湾，空港，駅前広場などで知事が指定する区域
- 官公署，学校，図書館，公会堂，公民館，体育館，公衆便所などの建物と敷地
- 文化財の建造物やその敷地，史跡，名勝（周囲5mを含む。）

第3種禁止地域（主なもの）

- 第1種・第2種中高層住居専用地域（国道及び県道の区域並びに国道及び県道の路端から両側20m以内の区域を除く。）

◆制限地域【条例第5条】

これらの地域で広告物を表示するには，表示する場所を管轄する市町村長の許可が必要（変更や改造の場合も含む。）です（適用除外広告物（P.13～14）に該当するものは除く。）。

なお，制限地域は，3つの制限地域に区分しており，地域によって許可基準などが異なります。

第1種制限地域

- 国道58号のうち龍郷町に属する区間，国道58号のうち龍郷町に属する区間に接続する地域で道路の路端から両側100m以内の区域

第2種制限地域（主なもの）

- 第1種・第2種低層住居専用地域，第1種・第2種中高層住居専用地域，田園住居地域のうち，国道及び県道の区域並びに国道及び県道の路端から両側20m以内の区域
- 第1種・第2種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域のうち市に属する地域を除く地域（＝町村の地域）
- 景観計画区域のうち市に属する地域を除く地域（＝町村の地域）
- 鹿児島市，指宿市を除く県内の全市町村

第3種制限地域（主なもの）

- 第1種・第2種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域のうち市に属する地域（＝市の地域）
- 景観計画区域のうち市に属する地域（＝市の地域）
- 道路や鉄道などで知事が指定する区間，これらに接続する地域で知事が指定する区域

注意！

この手引きに掲載している禁止地域や制限地域は「主なもの」を抜粋して掲載しています。詳細については，県のHPに掲載していますので，許可申請前に必ず確認してください。

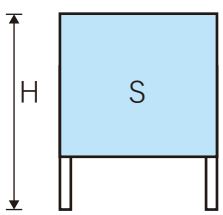
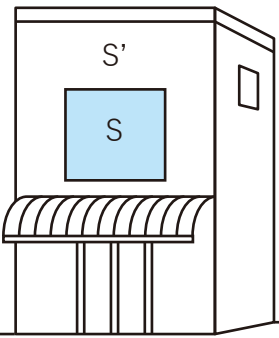
広告物の表示の基準

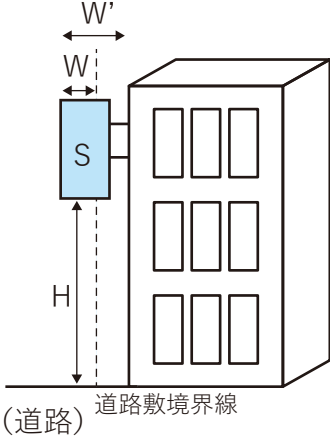
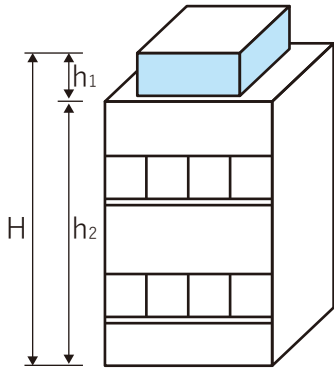
広告物を表示するには、次の①～③の基準や規制に適合しなければなりません。

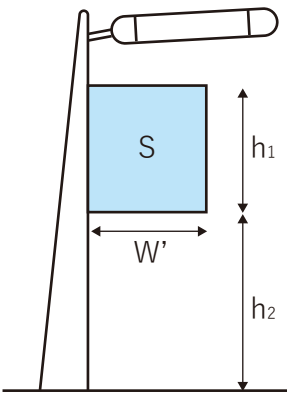
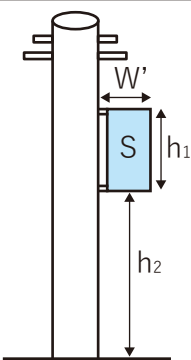
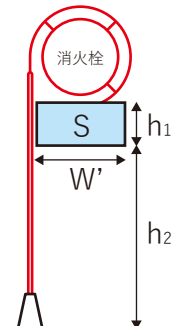
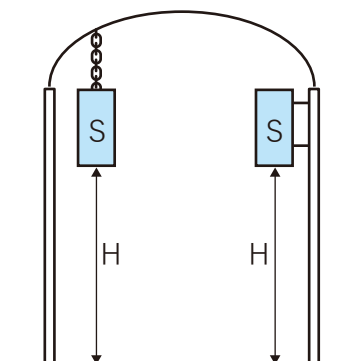
① 基本的な基準

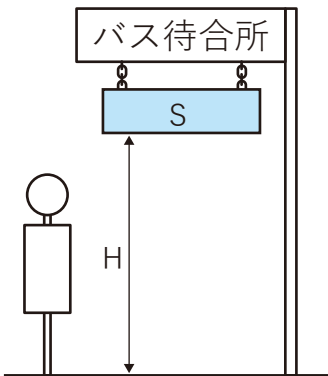
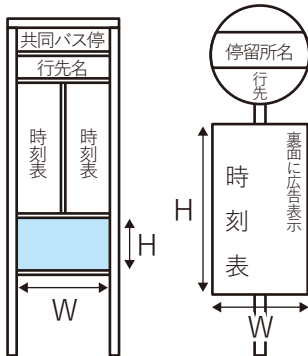
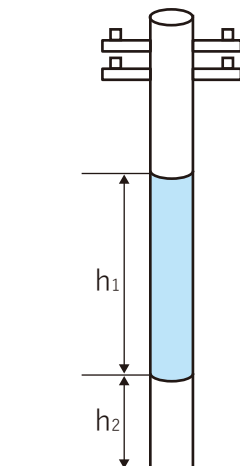
- 広告物の個数、形状、意匠及び色彩が、広告物を表示する場所の周囲の環境との調和が保たれるものであること。
- 広告物の形状、意匠及び色彩は、構造物としての固有の美を備えるものであること。
- 広告物の大きさは、効果の限度において最小限のものであること。
- 広告物の色彩は、原則として中間色または同系統の色であり、その色の種類は少ないものであること。
- 広告物の材質は、耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置方法は、倒壊、落下などによって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- 道路法、建築基準法など条例以外の法令の適用を受ける広告物は、これらの法令の規定に適合するものであること。
- 禁止地域内にあっては、発光塗料、ネオン管や点滅式の光源を使用するものでないこと。

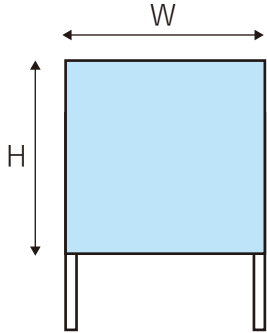
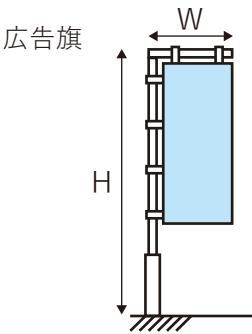
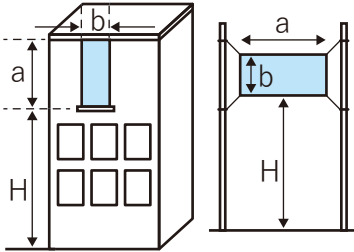
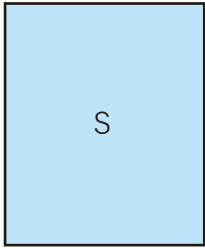
② 広告物ごとの許可基準

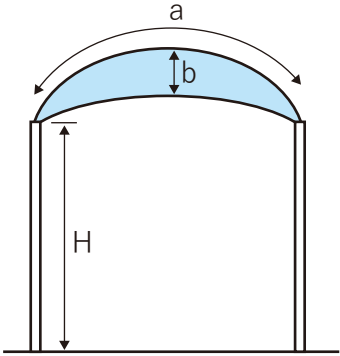
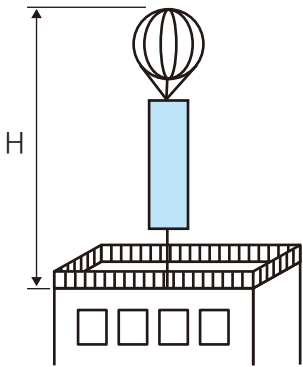
広告物の種類		禁止地域			制限地域		
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種
① 野立広告物	S : 表示面積 H : 高さ 	・$S \leq 3\text{m}^2$ (合計) ・$H \leq 5\text{m}$	・$S \leq 10\text{m}^2$ (合計) ・$H \leq 5\text{m}$	・$S \leq 15\text{m}^2$ (合計) ・$H \leq 10\text{m}$	・$S \leq 20\text{m}^2$ (合計) ・$H \leq 10\text{m}$	・$S \leq 25\text{m}^2$ (合計) ・$H \leq 15\text{m}$	・$S \leq 30\text{m}^2$ (合計) ・$H \leq 15\text{m}$
		・ 自家用広告物に限る。 ・ 表示部分が回転しない。					
		・ 自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下は許可不要。 (P.13～14)					
② 壁面広告物		・$S \leq 1/5S'$	・$S \leq 1/5S'$	・$S \leq 1/3S'$	・$S \leq 1/3S'$	・$S \leq 1/3S'$	・$S \leq 2/5S'$
		S'は、広告物を表示する部分の建物の壁面面積					
		・ 自家用広告物に限る。					
		・ 同一内容の広告物の表示個数：1 壁面につき 1 個 ・ 壁面からはみ出さない。 ・ 窓などの開口部分をふさいで表示しない。					
		・ 自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下は許可不要。 (P.13～14)					

広告物の種類		禁止地域			制限地域		
		第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
③ 突出広告物	W' : 壁面からの突出し幅 W : 道路上の突出し幅  (道路) 道路敷境界線	・$S \leq 1\text{m}^2$ (1列1面) ・公道上不可 ・$W' \leq 1\text{m}$ ・$H \geq 2.5\text{m}$ ・1壁面に1列	・$S \leq 2\text{m}^2$ (1列1面) ・$W \leq 1\text{m}$ ・$W' \leq 1.5\text{m}$ ・H(歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ ・H(車道上) $\geq 4.5\text{m}$ ・1壁面に1列	・$S \leq 10\text{m}^2$ (1列1面) ・$W \leq 1\text{m}$ ・$W' \leq 1.5\text{m}$ ・H(歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ ・H(車道上) $\geq 4.5\text{m}$ ・1壁面に2列以内	・$S \leq 10\text{m}^2$ (1列1面) ・$W \leq 1\text{m}$ ・$W' \leq 1.5\text{m}$ ・H(歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ ・H(車道上) $\geq 4.5\text{m}$ ・1壁面に2列以内	・$S \leq 20\text{m}^2$ (1列1面) ・$W \leq 1\text{m}$ ・$W' \leq 1.5\text{m}$ ・H(歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ ・H(車道上) $\geq 4.5\text{m}$ ・1壁面に2列以内	・$S \leq 30\text{m}^2$ (1列1面) ・$W \leq 1\text{m}$ ・$W' \leq 1.5\text{m}$ ・H(歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ ・H(車道上) $\geq 4.5\text{m}$ ・1壁面に2列以内
		・自家用広告物に限る。					
		・広告物の上端は、建物の屋上面から上に出ない。					
		・自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下は許可不要。(P.13~14)					
④ 屋上広告物		—	・$H \leq 30\text{m}$ ・$h_1 \leq h_2 \times 2/3$ ・$h_1 \leq 5\text{m}$ ・建物1棟につき1個	・$H \leq 30\text{m}$ ・$h_1 \leq h_2 \times 2/3$ ・$h_1 \leq 10\text{m}$ ・建物1棟につき1個	・$H \leq 30\text{m}$ ・$h_1 \leq h_2 \times 2/3$ ・$h_1 \leq 10\text{m}$ ・建物1棟につき1個	・$H \leq 46\text{m}$ ・$h_1 \leq h_2 \times 2/3$ ・$h_1 \leq 15\text{m}$ ・建物1棟につき1個	・$H \leq 46\text{m}$ ・$h_1 \leq h_2 \times 2/3$
			・自家用広告物に限る。				
			・広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さない。				
			・自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下は許可不要。(P.13~14)				

広告物の種類		禁止地域			制限地域		
		第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
⑤ 電柱・街灯柱又は消火栓標識柱のそで付き広告物	街灯柱 	—	・ $S(一面) \leq 0.5 \text{ m}^2$ ・ $h_1 \leq 1.1\text{m}$, $W' \leq 0.5\text{m}$ ・ $h_2(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$, $h_2(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$ ・ 街灯柱1本につき1個 ・ 地色に赤色や黄色は使用しない ・ 同一の商店街, 通り会などにおいては, 同一の規格のもの				
	電柱 		・ $S(一面) \leq 0.5 \text{ m}^2$ ・ $h_1 \leq 1.1\text{m}$, $W' \leq 0.5\text{m}$ ・ $h_2(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・ $h_2(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$ ・ 電柱1本につき1個 ・ 地色に赤色や黄色は使用しない				
	消火栓標識柱 		・ $S(一面) \leq 0.4 \text{ m}^2$ ・ $h_1 \leq 0.5\text{m}$, $W' \leq 0.8\text{m}$ ・ $h_2(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・ $h_2(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$ ・ 消火栓標識柱1本につき1個 ・ 地色に赤色や黄色は使用しない				
⑥ アーケードのつり下げ又はそで付き広告物		—		・ $S(一面) \leq 0.5 \text{ m}^2$ ・ $H(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・ $H(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$ ・ 同一アーケードでは, 同一の規格のもの ・ そで付き広告物は, 支柱1本につき1個			
				・ 自家用広告物に限る。			

広告物の種類	禁止地域			制限地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
⑦ バス停留所のつり下げ広告物				・ S (一面) ≦ 0.5 m² ・ H (歩道上) ≧ 2.5m ・ H (車道上) ≧ 4.5m ・ 上屋 1 棟につき 1 個		
⑧ バス停留所標識広告物				・ 標識の 1 面につき, H ≦ 0.6m W ≦ 0.75m ・ 地色に赤色や黄色は使用しない		
⑨ 電柱等巻付け広告物				・ 電柱等 1 本につき 2 個以内 (2 個の場合, 同じ高さに巻き付けたものに限る) ・ h₁ ≦ 1.5m ・ h₂ ≧ 1.2m ・ 地色に赤色や黄色は使用しない		

広告物の種類		禁止地域			制限地域		
		第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
⑩ 立看板		—			・ $H \leq 2\text{m}$ ・ $W \leq 1\text{m}$ ・ 同一の者が表示する立看板相互の距離：5 m以上		
					・ 自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下は許可不要。（P.13～14）		
⑪ 広告網	広告旗 	—			・ $H \leq 5\text{m}$ ・ $W \leq 1\text{m}$ ・ 同一の者が表示する広告旗相互の距離：5 m以上		
					・ 自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下は許可不要。（P.13～14）		
⑫ はり紙又ははり札	懸垂幕，横断幕 	—			・ $a \leq 12\text{m}$ ・ $b \leq 1\text{m}$ ・ $H(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・ $H(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$		
					・ 自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下は許可不要。（P.13～14）		
⑬ はり紙又ははり札		—			・ $S \leq 1\text{m}^2$ ・ 建物などにのり付けしない		
					・ 自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下は許可不要。（P.13～14）		

広告物の種類		禁止地域			制限地域		
		第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
⑬ アーチ型 広告物		—			・ $a \leq 12\text{m}$ ・ $b \leq 1\text{m}$ ・ $H(\text{歩道上}) \geq 2.5\text{m}$ ・ $H(\text{車道上}) \geq 4.5\text{m}$		
					・ 自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下は許可不要。(P.13~14)		
⑭ (アド・バルーン) 気球広告		—			・ $H \leq 50\text{m}$ ・ 取付位置は、危険物から離れていること		
					・ 自家用広告物または管理用広告物などで、一定の面積以下は許可不要。(P.13~14)		

※ 案内広告物については、P.14 をご覧ください。

③総量規制

総量規制は、1事業所や1敷地に集中する広告物を規制するものです。

広告物を表示する場合、一区画の土地または一建物の敷地において表示する広告物の表示面積の合計が次の基準を超えないことが必要です。

※ 対象となる広告物：野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物及び広告網

地域区分		面 積
禁止地域	第1種	10㎡
	第2種	20㎡
	第3種	30㎡
制限地域	第1種	40㎡
	第2種	80㎡
	第3種	制限なし

規制を受けない広告物（適用除外広告物）【条例第6条】

禁止物件、禁止地域、制限地域の規制を受けない広告物があります。

① 禁止物件、禁止地域、制限地域であっても許可を受けずに表示できるもの〔第1項〕

- 法令の規定によって表示する広告物
- 国や地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物
(面積が10㎡を超えるか、または高さが5mを超えるものは、原則として事前に届出が必要。)
- 公職選挙法に基づく選挙運動のためのポスターなど
- 公益上必要な施設などで寄贈者名などを表示する広告物
(1施設などで1個。表示面積は0.3㎡以内。)

② 禁止地域、制限地域で許可を受けずに表示できるもの（主なもの）〔第2項〕

- 自家用広告物（自分の店名などを自分の事業所などに表示するもの）

地域区分 項目	禁止地域			制限地域		
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種
表示面積の合計	2 ㎡以内	5 ㎡以内		10㎡以内		20㎡以内
※広告物ごとの許可基準が守られていること。（P.7 ② 広告物ごとの許可基準） （表示面積に関する基準を除く。）						

- 管理用広告物（自分の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示するもの）

地域区分 項目	禁止地域			制限地域		
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種
表示面積の合計	2 ㎡以内			5 ㎡以内		
※広告物ごとの許可基準が守られていること。（P.7 ② 広告物ごとの許可基準） （表示面積に関する基準を除く。）						
地上から広告物 上端までの高さ	・ 野立広告物については 5 m 以下。					

- 板塀・シャッター等広告物（工事現場の板塀や店舗のシャッターなどに表示するもの）

地域区分 項目	禁止地域			制限地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
・ 宣伝用でないこと。 ・ 直書き（塗料などを直接塗布）またはこれに類する方法で表示するもの。 ・ 工事現場の板塀などの表示は、工事施行期間内であること。 ・ シャッターなどに管理上の必要から店名などを表示する場合、表示面積は0.5㎡以内で、かつ、表示箇所は1面につき1か所に限る。						

○ 自動車広告物

地域区分 項目	禁止地域			制限地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
・表示場所は、車両の左右や前後の側面。 ・広告宣伝用でない自動車の表示面積は、左右の側面各4㎡以内、前後の側面各1㎡以内。 ・広告宣伝用自動車は、表示面積の合計が20㎡以内。 ・中間色または同系統の色で、かつ、使用する色の種類が少ないこと。						

○ 冠婚葬祭、祭礼などで一時的に表示する広告物、人や動物などに表示する広告物

③ 禁止物件に許可を受けずに表示できるもの〔第3項〕

○ 石がき、よう壁類、送電塔、煙突、銅像、神仏像、記念碑などに表示する自家用広告物

地域区分 項目	禁止地域			制限地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
表示面積の合計	2㎡以内	3㎡以内		5㎡以内		

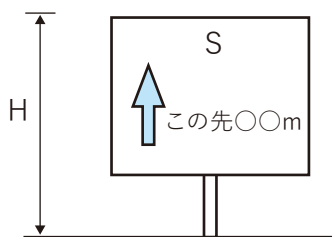
○ 禁止物件の所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する場合

地域区分 項目	禁止地域			制限地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
・表示は、管理する物件1件につき1か所。 ・表示面積は、1㎡以内。						

④ 禁止地域内に許可を受ければ表示できるもの〔第4項〕

○ 自家用広告物→P.7～9をご覧ください。

○ 案内広告物（道標、案内板その他公共的目的をもった広告物または公衆の利便に供することを目的とする広告物で、案内のための必要な文字、記号、地図などを表示したもの）

案内広告物	禁止地域		
	第 1 種	第 2 種	第 3 種
	・ 広告物1個につき $S \leq 1 \text{ m}^2$ (共同表示 $S \leq 2 \text{ m}^2$) ・ $H \leq 2 \text{ m}$	・ 広告物1個につき $S \leq 2 \text{ m}^2$ (共同表示 $S \leq 5 \text{ m}^2$) ・ $H \leq 5 \text{ m}$	
	・ 1路線につき原則1個。 ・ 設置目的に沿う場所で、事業所などが幹線道路などに面していないこと。		

許可申請手数料

許可申請の際は、市町村において定める手数料が必要となります。

市町村によって異なる場合がありますので、詳しくは、市町村の担当部署におたずねください。

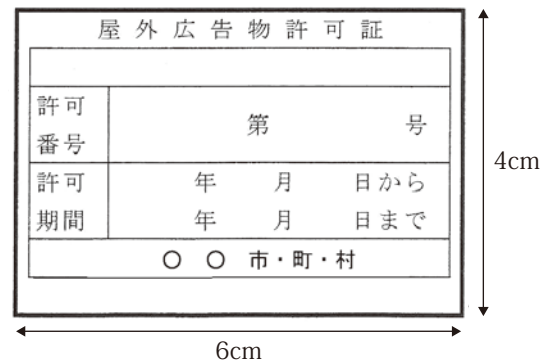
許可証【条例第11条】

許可を受けた広告物には、許可証の表示が必要です。

詳しくは、市町村の担当部署におたずねください。



(はり紙などの場合)



(その他の広告物の場合)

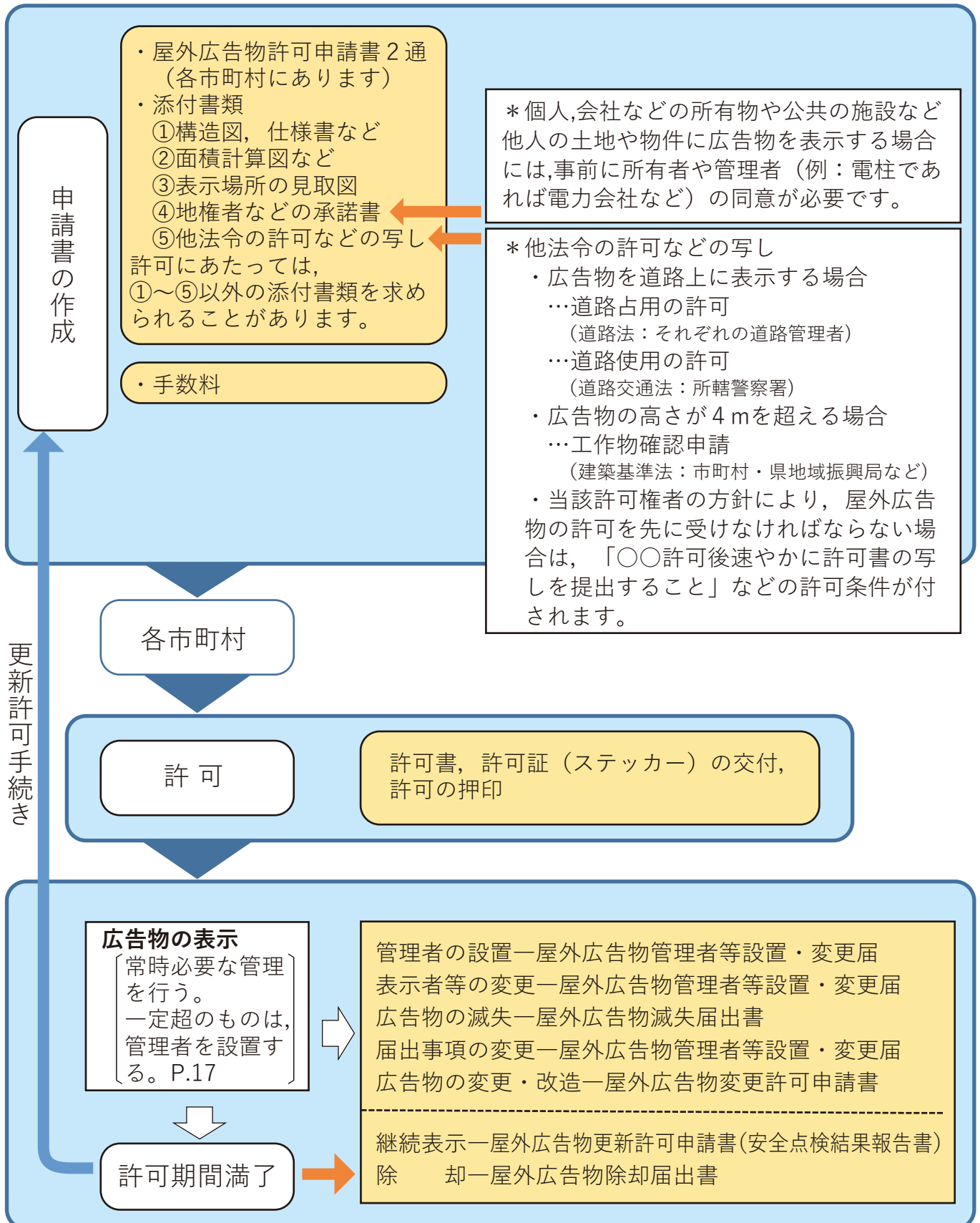
許可期間【条例第8条】

許可期間は、広告物の種類によって異なります。

広告物の種類	期間
はり紙, はり札, 気球広告	1 月以内
立看板, 広告網	6 月以内
上記以外の広告物	3 年以内

許可申請の流れ

禁止地域や制限地域などに広告物を表示する場合は、表示場所の市町村に許可申請書を提出し、許可を受けてください。



4 表示したあとは

広告物の管理【条例第12条、第18条の2】

広告物の表示者等は、管理について次のような義務を負います。

※広告物の表示者等とは：（例）広告主、広告主から広告物の表示などについて依頼を受けた屋外広告業者、広告物の所有者など。

◆ 管理義務

すべての広告物（はり紙などを含む。）について、常に良好な状態に保持しておくために補修やその他必要な管理を行わなければなりません。

◆ 管理者の設置及び資格

広告物の適正な管理のために、一定規模以上の許可に係る広告物の管理については、有資格者である管理者を置かなければなりません。

対象広告物	管理者の資格
許可に係る広告物（はり紙、はり札、立看板及び広告網を除く。）で、面積が10㎡を超えるか、または高さが4mを超えるもの	○屋外広告士 ○建築士（一級、二級、木造） ○電気工事士 ○電気主任技術者 ○職業訓練指導員免許保有者（広告美術科又は帆布製品科） ○技能検定合格者（広告美術仕上げ又は帆布製品製造） ○職業訓練修了者（広告美術科又は帆布製品科）



広告物の点検【条例第12条の2】

広告物の表示者等は、点検について次のような義務を負います。

◆ 点検義務

すべての広告物（はり紙などを除く。）について、広告物の本体、接合部、支持部分などの劣化や損傷の状況について点検をしなければなりません。

◆ 点検者の資格

広告物の適正な点検のために、一定規模以上の許可に係る広告物の点検については、有資格者である点検者による点検をさせるとともに、許可の更新の申請をする場合に点検の結果（安全点検結果報告書）を報告しなければなりません。

対象広告物	点検者の資格
許可に係る広告物（はり紙，はり札，立看板及び広告網を除く。）で，面積が10㎡を超えるか，または高さが4 mを超えるもの	○管理者の資格（P.17） ○屋外広告物点検技能講習修了者 ※ 屋外広告物点検技能講習とは，屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する講習のこと。

広告物の除却【条例第13条】

広告物の表示者（広告主や広告主から広告物の表示などについて依頼を受けた屋外広告業者）は、広告物の許可期間が満了したときや許可が取り消されたとき、または、表示する必要がなくなったときは、当該広告物を除却するとともに、除却をしたときは、管轄市町村に届け出なければなりません。



5 違反広告物に対する措置

違反広告物については、①～④などの措置をとることがあります。

①措置命令【条例第14条】

- 禁止広告物や管理義務に違反している場合は、その違反者に対し、改修、移転、修繕などを命じることがあります。
- 違反広告物の表示者などが不明なときは、その者に代わって管轄市町村が除却することがあります。

②許可の取消し【条例第15条】

許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがあります。

- 許可の条件に違反したとき
- 許可を受けずに広告物を変更または改造しようとしたとき
- 違反広告物に対する改修、移転、修繕などの措置命令に従わないとき
- 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき

③除却命令【条例第16条】

禁止物件、禁止地域、制限地域に違反して広告物を表示している場合などは、その違反者に対し、除却を命じることがあります。

※ 簡易除却〔屋外広告物法第7条第4項〕

はり紙、はり札、広告旗、立看板などの簡易な広告物が電柱に表示されているなど、条例の規定（禁止物件、禁止地域、制限地域）に違反している場合は、その違反表示者による自主除却などの指導を実施するとともに、広告物を表示した者がわかってもそれらが管理されずに放置されているときは、管轄市町村が除却（簡易除却）することがあります。

④立入検査【条例第17条】

広告物を表示する者や管理する者などから報告または資料の提出を求め、広告物のある土地や建物に立ち入り、広告物を検査することがあります。



罰則【条例第23条の2～第27条の2】

条例に違反した場合、罰則に処せられることがあります。

1年以下の拘禁刑または 50万円以下の罰金	○ 登録を受けずに屋外広告業を営んだ者 ○ 不正手段により登録を受けた者 ○ 営業停止命令に違反した者
50万円以下の罰金	○ 除却命令に違反した者
30万円以下の罰金	○ 禁止物件、禁止地域、制限地域の規定に違反して広告物を表示した者 ○ 広告物を変更、改造するときに許可を受けなかった者 ○ 広告物を除却すべきときに除却しなかった者 ○ 措置命令に従わなかった者 ○ 登録事項に変更があった場合に、届出をしなかったり、虚偽の届出をした者 ○ 業務主任者を選任しなかった者
20万円以下の罰金	○ 報告の求めに対し、報告をしなかったり、虚偽の報告をした者 ○ 広告物に対する立入検査を拒んだり、妨げるなどした者 ○ 営業所などへの立入検査を拒んだり、妨げるなどした者
法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人または人の業務に関して上記の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各罰金刑が科せられます。	
5万円以下の過料	○ 廃業などの届出を怠った者 ○ 営業所ごとに標識を掲示しない者 ○ 営業所ごとに帳簿を備え付けず、記載せず、もしくは虚偽の記載をし、または帳簿を保存をしなかった者

鹿 児 島 県 土 木 部 都 市 計 画 課

〒 8 9 0 - 8 5 7 7

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 0 9 9 - 2 8 6 - 3 6 8 3 (直通)





鹿児島県屋外広告物の手引き
令和 7 年 6 月発行

